

令和元年9月17日

## 令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に対する 消防個人年金事務の特別取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
1日も早く復旧されますよう心からお祈り申し上げます。  
消防個人年金の事務取扱につきまして、下記のとおり対応させていただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 特別取扱の適用範囲

この特別取扱は、令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害（以下「令和元年台風第15号停電」という。）にかかる災害救助法の適用地域の加入者又は年金受給者・繰延者であり、かつ特別取扱に関するお申し出があった場合に適用します。

#### 2 特別取扱内容

##### (1) 給付金請求書類提出時の特別取扱

このお取扱いの適用を希望される場合は、給付金請求書ご提出の際に、特別取扱希望である旨を給付金請求書余白に赤字でご記入願います。

##### (2) 脱退一時金請求時

手続書類・事項	取 扱 要 領
ア. 給付金請求書	●ご提出いただきます。 押印について以下の取扱とします。 加入者の押印ができない場合、 <u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険証等のコピーが添付された場合に省略可能とします。</u>
イ. 印鑑証明書	● <u>印鑑証明書に代えて以下の書類にて取扱します。</u> <u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険等のコピー。</u> ⇒ご提出が困難な場合は、 <u>日本消防協会年金共済部</u> <u>(TEL0120-658-494 平日9時～17時)へご連絡ください。</u>

(3) 遺族一時金請求書

手続書類・事項	取扱要領
ア. 給付金請求書	●ご提出いただきます。 押印については、以下の取扱といたします。 受取人印の押印ができない場合、 <u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険証等のコピーが添付された場合に省略可能</u> といたします。
イ. 受取人の戸籍謄本	●ご提出いただきます。 ⇒ <u>ご提出が困難な場合は、日本消防協会年金共済部 (TEL0120-658-494 平日 9時～17時) へご連絡ください。</u>
ウ. 加入者の除籍抄(謄)本 (または死亡事実記載の住民票)	●除籍抄本に代えて以下の書類にて取扱いたします。 ① <u>該当加入者様を特定し死亡事実を確認できる報道記事等</u> ② <u>埋葬許可証・火葬許可証</u>
エ. 受取人の印鑑証明書	●印鑑証明書に代えて以下の書類にて取扱いたします。 <u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険証等のコピー。</u> ⇒ <u>ご提出が困難な場合は、日本消防協会年金共済部 (TEL0120-658-494 平日 9時～17時) へご連絡ください。</u>

※年金者受給者・繰延者のお取扱いについても上記に準じます。

⇒第一生命ドリーム年金室 (TEL 0120-110-090 平日 9時～17時) へご連絡下さい。

(4) 一部払出制度について

①自由選択コースについて

加入者からの要望に応じて、引き出し時期・引き出し回数の制約を一時的に撤廃いたします。なお、本取扱いは令和2年2月までを目処といたします。

⇒日本消防協会 年金共済部 (TEL 0120-658-494 平日 9時～17時) 宛にご連絡ください。

②税制適格コースについて

税法の要件として一部払出制度を適用することができません。

(5) 掛金のお払い込みが困難な場合

掛金のお払い込みが困難な場合につきましては、掛金のお払い込みを猶予いたします。  
期間(お払込猶予期間)をご契約の払方に応じて、最長6ヶ月(令和2年3月末)まで延長いたします。

⇒日本消防協会 年金共済部 (TEL 0120-658-494 平日 9時～17時) 宛にご連絡ください。

<適用対象地域>

【千葉県】千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）

銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

<法適用日> : 令和元年9月9日に適用

(注) 災害救助法の適用地域は変わる場合がありますので、内閣府のホームページ「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

内閣府HP「災害救助法の適用状況」

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

[問い合わせ先]

公益財団法人日本消防協会

年金共済部 藤中、太田、入江

TEL : 0120-658-494

E-mail : nenkin@nissho.or.jp